

による承認を得る以前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないよう規定すること(4.5.2 参照)。

3.3.8

治験責任医師が以下の事項について治験審査委員会に速やかに報告するよう規定すること。

(a) 被験者に対する緊急の危険を回避するために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更(3.3.7, 4.5.2, 4.5.4 参照)

(b) 被験者に対する危険を増大させるか及び(又は)治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関する変更(4.10.2 参照)

(c) 全ての重篤かつ予測できない副作用

(d) 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報

3.3.9

以下の事項について、治験責任医師／治験実施医療機関に速やかに、かつ確実に文書で通知すること。

(a) 治験に関連する委員会の決定

(b) 決定の理由

(c) 委員会の決定に対する異議申し立て手続き

3.4 記 錄

治験審査委員会は、業務手順書、委員名簿、委員の職業／所属のリスト、提出書類、会議議事録及び書簡等の全ての関連する記録を、治験終了後少なくとも3年間保存し、規制当局の要請に応じて提示できるようにしておかなければならない。

治験審査委員会は、治験責任医師、治験依頼者又は規制当局から、その業務手順書及び委員名簿の提示を求められる場合がある。

4. 治験責任医師

4.1 治験責任医師の要件

4.1.1

治験責任医師は、教育、訓練及び経験から、治験を適正に実施する責任を負えるだけの能力を有し、また適用される規制要件において求められる全ての資格要件を満たしていかなければならない。さらに、最新の履歴書及び(又は)治験依頼者、治験審査委員会及び(又は)規制当局により要求されるその他の適切な文書によってこのことを証明しなければならない。

4.1.2

治験責任医師は、治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の情報に記載されている、治験薬の適切な使用法に十分精通していかなければならない。